

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく協議結果

| | | |
|--|--|----------|
| 1. 協議の場を設けた区域の範囲 | ①本町地区 ②大岸・豊泉地区 | |
| 2. 協議の結果を取りまとめた年月日 | 平成26年6月30日 | |
| 3. 当該地区における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（担い手）の状況 | 個人経営体 | ①5 ②4 |
| | 内、認定農業者 | ①3 ②2 |
| | 法人経営体 | ①3 ②1 |
| | 内、認定農業者 | ①2 ②1 |
| 4. 担い手が十分いるかどうか | 担い手はいるが十分ではない | |
| 5. 農地中間管理機構の活用方針 | 農地中間管理機構を活用し、規模拡大経営体の円滑な農地集積と、規模縮小経営体の農地遊休化未然防止を図る | |
| 6. 地域農業の将来のあり方 | <p>「今後の地域の中心となる経営体」と「農地の提供等により地域の中心となる経営体と連携する農業者」を適確に把握し、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積円滑化事業等や、農地中間管理機構を活用し、規模拡大経営体の円滑な農地の集積と規模縮小経営体の農地の遊休化の未然防止を図る。</p> <p>「今後の地域の中心となる経営体」は、生産基盤の強化・経営の安定化を図るため、農地の利用集積等による経営の効率化、農業機械の適正管理等による低コスト化、新規作物導入による複合化、道の駅等での直売による6次産業化、農産物の加工等による高付加価値化等に取り組む。</p> <p>また、新規就農者を積極的に受け入れていく。</p> | |